

## 令和3年第5回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年8月5日（木曜日） 午後 2時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第 3号 専決処分の報告について

「和解及び損害賠償の額の決定について」

第 5 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更について

### ○出席議員（10名）

1番 金 木 直 文 君	3番 平 山 美知子 君
4番 阿 部 和 也 君	5番 工 藤 正 幸 君
6番 船 本 秀 雄 君	7番 小 寺 光 一 君
8番 逢 坂 照 雄 君	9番 舟 見 俊 明 君
10番 村 田 定 人 君	11番 森 淳 君

### ○欠席議員（1名）

2番 磯 野 直 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 島 明 彦 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和3年第5回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和3年第5回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、報告1件、辺地計画の変更1件の合わせて2件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 小 寺 光 一 君                      8番 逢 坂 照 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は2番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました報告第3号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月5日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解の相手方の住所及び名称は記載のとおりでございます。

次に、和解の内容につきましては、1、羽幌町の過失割合を100%とする。2、羽幌町は、破損させた相手方車両を原形に復す費用を負担する。3、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議申立て等はない。

次に、損害賠償額は27万2,910円で、全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要について申し上げます。発生日時は6月21日月曜日午後零時40分頃で、発生場所は羽幌町南町1番地の1、羽幌町役場職員駐車場でございます。

事故の発生状況ですが、羽幌町会計年度任用職員が羽幌町役場庁舎周辺を刈り払い機にて草刈り作業をしていた際、飛散させた小石が職員駐車場に止めていた相手方車両の後部ドアガラス等に衝突し、破損させたものでございます。なお、修理の完了をもちまして7月21日に相手方と対物賠償に関する示談書を交わし、7月21日に専決処分をしたものでございます。

また、事故発生後においては、当該職員に対しまして作業中の安全確保に関する指導を行ったところでございますが、今後このような事故が発生しないよう再発防止により一層

努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### ◎議案第45号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

天売辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和3年8月5日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和3年6月18日第4回定例会において議決いただきました議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、事業費及び財源内訳の一部に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。

誤りの内容は、計画変更の基礎となります北海道と協議した額と議決いただきました額が異なっておりまして、手続上一度変更前の元の計画に戻す必要があると国のほうから北海道経由で指導を受けましたため、今回変更前に戻す内容で提案するものでございます。

具体的な変更内容ですが、総合整備計画書（案）の2ページ目、議案の最終ページになります。3番、公共的施設の整備計画の表、上段括弧書きの額が今回変更しようとする額であり、6月に変更をいただきました以前、昨年6月の策定時に議決いただきました額に戻すものであります。

なお、誤りました箇所は上から3行目の地場産業振興施設（天売複合施設建設事業（水産実習室））の事業費を1億6,409万2,000円に変更させていただきましたが、正しくは1億1,909万2,000円であり、4,500万円の差異がございました。次回の本会議におきまして、改めて正しい額への変更議案を上程させていただきたいと思っております。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和3年第5回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時10分）